

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第六十四号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

奈良公園	一平方メートル 一月につき 七五円
まほろば 健康パーク	一四六円
平城宮跡 歴史公園	一九〇円

を

奈良公園	一平方メートル 一月につき 七五円
まほろば 健康パーク	一四六円
馬見丘陵 公園	一三六円
平城宮跡 歴史公園	一九〇円

に改

める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。